



Title	複数戸法人における農家女性の役割と意思決定への関与：北海道N町を事例として
Author(s)	高橋, 祥世
Citation	北海道大学農経論叢, 70, 95-103
Issue Date	2015-11-30
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/60446
Type	bulletin (article)
File Information	p.95-103.pdf



[Instructions for use](#)

複数戸法人における農家女性の役割と意思決定への関与

～北海道N町を事例として～

高橋 祥世

The Influence of Incorporation on Female Farmer's Role and Decision Making in Multi-family Corporations —A case study of Town N in Hokkaido

Sachiyo TAKAHASHI

Summary

In this paper, we discuss women's participation in agricultural corporation management by analyzing their roles and their participation in decision-making. In particular, we focus on the changes that have occurred after incorporation. Finally, we present an analytical perspective necessary for the study of women's participation in agricultural corporation management.

The results of the analysis reveal that, after incorporation, women's roles are formalized and reduced, making it difficult for women to be involved in decision making. These changes have divided the management-partner relationship between female farmers and their husbands, bringing new tension to farming families.

Therefore, in researching women's participation in agricultural corporation management, we need two analytic perspectives: that of the farming families and that of the corporate management problem.

1. はじめに

(1) 問題意識

農家女性は日本農業の重要な担い手であり、丸岡秀子を先頭に、農家女性に関する研究も蓄積されてきた。以前は、女性が農業の重要な担い手であるにも関わらず、農家家族内では家父長制の下で低い位置におかれ、無報酬労働や家事を含めた過重労働等が問題とされ、女性の地位の向上や経済的自立が目指されてきた。

近年では、家父長制の崩壊に伴い、農家家族の近代化が図られるようになり、従来のような農家家族内のタテの関係ではなく、夫婦のヨコのつながりが従事され、パートナーシップの確立や女性の経営参画が推進されるようになった。農家女性の経営参画は、女性の社会進出が進む中で、農家女性自身の要望として取り込まれるだけでなく、

農業・農村の閉塞感を打ち破る存在として農家女性が注目され、女性ならではの感性や視点に期待して、外部からも女性の経営参画が期待される時代になっており、制度や支援体制が徐々に整備されてきている。

一方、日本農業の新たな担い手として設立が推進されているものに農業法人がある。法人の形態は多様であるが、家族経営がいくつか集まって設立される複数戸法人も多く、それに伴って、農業法人に所属する農家女性も増加している。

家族農業から法人への転換は、農家女性の経営参画にも大きな影響を及ぼすと考えられる。法人に所属する女性が増加すれば、従来のように、女性の経営参画を家族農業の枠の中だけでとらえることが出来なくなり、いわば、農家女性の経営参画研究が新たな局面を迎えることを意味している。農業法人に所属する女性は、家族で農業を営む女

性とは異なる課題に直面すると考えられる。しかし、法人に所属する農家女性を対象とした研究はまだほとんどなされておらず、実態すら明らかになっていないのが現状であり、まずは、その実態を把握し、課題を明らかにする必要がある。

(2) 既存研究の整理

崔・木村[1]は「経営発展・成長」をおもな目的に法人化した農業法人を対象に、法人化による農家女性の役割と経営の中での位置づけの変化について、アンケート調査から明らかにしている。それによれば、法人化にともない女性が役員に就任したり、管理的な仕事に従事したりするなど、法人化によって、女性が経営に参画し、経済的地位も向上すると評価している。

一方、森川[4]は、「補助事業・制度資金の利用」をおもな目的として法人化した農業法人について、法人化によって就業条件は整うが、家族関係の近代化にはいたらず、現時点での法人化は女性の過重労働等の献身的な犠牲によって成立していると述べている。

また、高橋[3]は、「農家の負債問題・地域農業の再編」を目的に複数の農家が集まって法人化した場合、農家女性が経営参画から後退する可能性を示唆している。

以上のように、農家女性と法人化の関係については評価がわかれており、評価がわかる要因としては、法人化の目的や法人化の過程に女性がどのように関わったかにあると考えられる。しかし、まだ研究自体が少なく、実証的な事例の蓄積が必要な段階である。

(3) 本稿の課題

そこで本稿では、農業法人における農家女性の経営参画について考察をする。その際、本稿では経営参画の重要なポイントである農家女性の役割と法人の意思決定への関与、意識を、とくに法人化前後の変化に焦点を当てて分析する。また、その結果をふまえ、最

後に、今後の農業法人における農家女性の経営参画研究において、必要となる分析視角を提示する。

なお、詳細は後述するが、本稿で対象とする農業法人は、複数の農家から構成される複数戸法人であり、農家女性とは、構成農家の世帯主（家族経営のときの経営主）の妻を指している。

2. N町の農業と法人化の展開

(1) N町の農業と女性の位置づけ

N町は2010年時点で人口約8千人、農家世帯数210戸（うち約半数が専業農家）の札幌近郊に位置する農村で、全町の経営耕地面積は約4千ha、一戸当たり平均耕地面積は19.3haである（表2-1）。元来は水田地帯であるが、現在では転作がすすみ、野菜類の生産が盛んで、多くの農家がコメ・麦・豆と野菜を組み合わせた複合経営を行っている（表2-2）。野菜の作付けは、以前はキャベツが中心だったが、2006年をピークにキャベツの作付面積

表2-1 農家戸数と経営面積の推移

単位：戸，%，ha					
	1990	1995	2000	2005	2010
人口	5,665	9,020	9,792	9,564	8,835
世帯数	1,546	2,618	2,992	3,130	3,385
農家戸数	586	483	396	293	210
専業割合	158	126	103	94	100
第1種兼業割合	27.0	26.1	26.0	32.1	47.6
第2種兼業割合	360	319	239	169	79
経営耕地面積	61.4	66.0	60.4	57.7	37.6
1戸当たり経営面積	68	38	54	30	31
	11.6	7.9	13.6	10.2	14.8
経営耕地面積	5,701	5,677	5,528	4,509	4,031
1戸当たり経営面積	9.7	11.7	14.0	15.4	19.3

資料：N町資料，農業センサス各年次より作成。

表2-2 類別作付面積の推移

単位：ha，%												
	作付(栽培)面積	稲の占める割合	稲	麦類	雑穀	いも類	豆類	工芸農作物	野菜類	花き類・花木	種苗・苗木類	その他
1990	5,347	60.1	3,213	1,664	39	7	195	61	128	13	0	29
1995	5,340	76.9	4,108	625	28	4	251	18	222	15	1	67
2000	5,157	61.3	3,162	1,336	70	3	298	30	177	5	15	61
2005	4,168	53.1	2,212	1,340	35	4	313	-	156	-	11	18
2010	3,710	48.5	1,801	1,275	10	4	333	86	190	7	-	4
対1990年比			56	77	26	57	171	141	148	54		14

資料：農業センサス，N町資料より作成。
注：-はデータなしをあらわす。

表2-3 主な野菜の作付面積推移

単位：ha									
	トマト	ピーマン	キャベツ	長ネギ	タマネギ	アスパラ	カボチャ	ブロッコリ	スイートコーン
1995	3	2	127	13	55	2		1	
2000	2	2	77	33	27	0			
2005	3	2	133	46	13	4	18	38	15
2006	3	2	141	51	16	4	22	37	21
2007	3	2	129	64	19	4	24	33	26
2008	2	3	107	66	19	4	26	39	36
2009	3	3	80	68	20	4	24	45	31

資料：農業センサス，N町資料より作成。
注：空欄はデータなしをあらわす。

は減少し、長ねぎやブロッコリ、スイートコーンの作付けが増加傾向にある(表2-3)。

2010年の女性農業就業人口は250人で、1990年の750人と比較すると、その数は1/3程度まで減少しているが、農業就業人口全体に占める割合は、1990年が51.8%、2010年が45.2%であり、その割合はやや減少しているものの、依然として女性はN町の農業の重要な担い手である。しかし、女性農業就業者の年代別割合をみると、1990年は20代以下が8.1%、30代が21.1%、40代が18.9%、50代が26.8%、60代が18.6%、70代以上が6.4%なのに対し、2010年は20代以下が6.0%、30代が7.2%、40代が14.4%、50代が26.8%、60代が19.2%、70代以上が26.4%となっており、その高齢化が進んでいる(表2-4)。

(2) N町での農業法人化の展開

前節でN町の農業について確認したが、ここか

らは、N町の農業法人の展開についてみていきたい。坂下[2]の整理によれば、N町では1970年代に大規模な水田単作経営が形成され、当時の北海道のコメ作りをリードする地域となった。しかし、1980年代になると、米価の上昇が止まり、N町では後発的な圃場整備事業が行われるようになる。これにより、農家には、圃場整備事業、規模拡大のための農地取得、機械・施設の大型化という3つの経済的負担が重くのしかかり、多くの農家が多額の負債を抱え、農家経済が極度に悪化した。このような状況を受けて、N町の農業協同組合(以下、農協という。)は、今後の地域農業が危機的状況にあると考え、地区ごとにひとつの農業法人を設立する、という拠点型の全町法人化によって、地域農業の維持を図ることとし、2001年にN町で最初の農業法人が設立されることになった。

N町ではその後も法人が相次いで設立され、2009

表2-4 N町における年齢別女性農業就業人口の推移

	1990			1995			2000			2005			2010		
	女性	男女計	女性の割合	女性	男女計	女性の割合	女性	男女計	女性の割合	女性	男女計	女性の割合	女性	男女計	女性の割合
20歳以下	10	23	43.5	7	22	31.8	9	31	29.0	6	14	42.9	3	7	42.9
20~29歳	48	105	45.7	17	41	41.5	16	42	38.1	11	41	26.8	12	43	27.9
30~39歳	151	288	52.4	106	204	52.0	59	107	55.1	29	54	53.7	18	49	36.7
40~49歳	135	262	51.5	136	272	50.0	116	235	49.4	66	141	46.8	36	73	49.3
50~59歳	192	330	58.2	125	225	55.6	99	193	51.3	86	181	47.5	67	140	47.9
60~64歳	81	149	54.4	68	122	55.7	57	106	53.8	28	61	45.9	27	68	39.7
65~69歳	52	108	48.1	50	107	46.7	53	89	59.6	41	74	55.4	21	41	51.2
70歳以上	46	114	40.4	44	101	43.6	69	136	50.7	82	160	51.3	66	132	50.0
合計	715	1,379	51.8	553	1,094	50.5	478	939	50.9	349	726	48.1	250	553	45.2

資料：農林業センサスより作成。
注：90年、95年は総農家数。

表2-5 農業生産法人の推移

	法人数	構成戸数	経営面積	N町の耕地面積に占める割合
2001	1	4	101	2%
2002	4	28	486	9%
2003	4	28	488	9%
2004	8	50	965	17%
2005	10	60	1,221	22%
2006	11	66	1,390	25%
2007	11	68	1,484	27%
2008	11	67	1,442	26%
2009	11	66	1,442	26%

資料：N町資料より作成。

表2-6 N町の農業法人

法人No	設立年	構成農家戸数	従業員数	うち農家女性数	面積	おもな作物
1	2001	4	11	3	117	水稲,小麦,豆類,イチゴ
2	2002	12	30	9	237	水稲,小麦,豆類,ブロッコリ
3	2003	7	15	6	134	水稲,小麦,豆類
4	2003	5	8	2	149	水稲,小麦,豆類
5	2004	3	9	3	63	水稲,小麦,豆類,長ネギ
6	2004	4	8	2	144	水稲,小麦,豆類,キャベツ
7	2004	5	13	2	127	水稲,小麦,豆類,とうきび
8	2004	2	7	2	69	水稲,小麦,甜菜
9	2006	2	7	2	55	水稲,小麦,豆類
10	2006	7	12	3	171	水稲,小麦,大豆
11	2007	4	7	2	117	水稲,小麦,大豆,甜菜

資料：2013年度N町農業生産法人会資料、各法人2013年度総会資料より作成。

年までに11の法人が誕生している(表2-5)。

2009年の時点で、法人に所属する農家戸数は66戸、経営面積は1,442haで、

どちらも町全体の3割を占めており、法人がN町の農業を支える重要な存在となっている。

続いて、現在ある11の法人をみると(表2-6)、構成農家戸数は、2戸から12戸までばらつきがあるが、おおよそ5戸以下の農家で構成された法人が多い。経営面積の平均は125haで、コメ、麦、豆に野菜を組み合わせた作付けとなっている。農家女性は1法人あたり2、3名のところが多く、構成農家の世帯主が独身であったり、結婚していても妻が法人では働いていなかったりするため、ほとんどの法人で、農家女性の数は構成農家数よりも少なくなっている。また、すべての法人で農外から従業員を採用している。

(3) N町の法人化の特徴

以上のように、N町では積極的な法人化を進めてきたが、その特徴としては次の三点があげられる。まずひとつは、N町の法人化が農協主導で進められたことである。N町農協では、2000年に策

定した『第8次中期3カ年計画書』において、農業生産法人の設立を支援することを明確に打ち出し、2001年には新設した「営農相談課営農企画係」が、法人化対象農家60戸の個別経営シミュレーションを行い、農家に経営が危機的状況にあることを認識してもらった。その後も、法人設立に向けた話し合いの場には、必ず農協職員が同席し、法人化を実現したのである。

二つめは、地域農業全体を維持するために、黒字経営と赤字経営を統合して法人化したことである。法人化の際には、農家同士で負債も含めてすべて経営状況をさらけ出し、法人化前の状態をもとに、給与配分等が不平等にならないような配慮が行われた。しかしそれでも、農家はこの法人化がなければ、今のN町農業はなかった、と評価する一方で、例えば、赤字経営だった農家が、黒字経営だった農家に対し、自分のせいで法人になってしまったと、責任感や罪悪感に苛まれる場合もあり、法人化をめぐる農家の複雑な心情は、法人化から数年経った現在でも、彼らの意識に少なからず影響を与えている。

最後は、法人を設立する過程に、女性が積極的に関与していないことである。先述した法人対象農家の経営シミュレーションの結果は、女性も含めた農家の家族構成員に周知された。しかし、その後、何度も行われた法人化に向けた農家同士の話し合いの場には、農家女性は参加していない、女性は法人化することを夫から聞かされる場合がほとんどであった。法人化は女性にとっても大きな変化をもたらすため、なかには法人化に反対する女性もいた。しかし、女性が公の場で意思表明する機会はなく、女性の意見は、家庭内で夫にのみぶつけられるにとどまった。法人化する際は、女性の協力が不可欠であるため、夫婦間では女性が法人化を了承するまで話し合いがなされたが、原則的には、地域農業の方針として、法人化がすすめられていたため、家庭内の話し合いは、女性が法人化することを納得する、あるいは説得される方向で行われた。

3. 法人化による女性の役割の変化

(1) 事例法人の組織体制と人員配置

それでは、ここからはN町のひとつの農業法人

を事例として、そこに所属する農家女性の実態を述べていきたい。

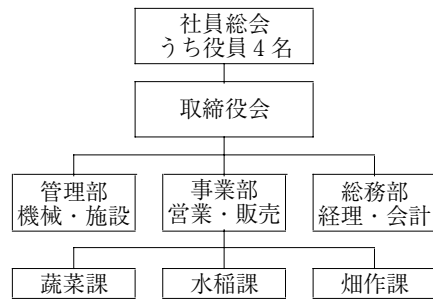
事例法人は、2004年に設立された有限会社形態の法人で、その地区に農協理事がいたため、その理事を中心に法人化がすすめられた。構成農家数は、設立当初は4戸だったが、その後1戸が離農し、現在は3戸となっている。各農家の夫婦6名の他、後継者が1名、農外から採用された社員が2名、パート従業員が約20名いる。経営面積は約60haで、コメ、麦、豆類の他、長ネギ、ミニトマト、パセリ、カボチャ等を生産しており、長ネギが法人の売上の半分を占めている。

法人の組織体制は、営業・販売を担当する事業部、経理・会計を担当する総務部、機械・施設を担当する管理部の3部門制で、事業部はさらに水稲課、畑作課、野菜課に分れている(図3-1)。

表3-1 事例法人の概要

設立年	2004年
構成農家	3戸(設立時は4戸→のちに1戸が離農)
構成員	役員4名(世帯主3名、後継者1名) 社員2名(農外から採用した男性2名) パート従業員約20名(農家女性3名含む) ※設立当初、農家女性は準社員→1年後パートに。
出資者	役員4名
おもな作物	ねぎ、コメ
経営面積	約60ha(2014年現在)

資料：総会資料および聞き取り調査より作成。



資料：総会資料より作成。

図3-1 事例法人の組織図

農家女性は他のパート従業員とともに、長ネギ、ミニトマト、パセリなどの作業を担当し、コメ、麦、豆類等の作業にはほとんど関わらない。法人には長ネギの根切りや皮むきをする作業場が二ヶ所の他、ミニトマトやパセリを栽培するハウスがあり、農家女性とその他のパートは、長ネギの収穫時以外は、これら三つの作業場に配置される。ハウスの作業と長ネギの作業が重なる時期は、長

ネギの作業には農家女性以外のパートが配置され、農家女性は、熟練を必要とするミニトマトやパセリのハウスに配置されることが多い。

(2) 法人における女性の位置づけ

続いて、農家女性の法人における位置づけを確認しておきたい。まず、事例法人では、設立時の出資金は女性個人としては出していない。法人での女性の立場は設立当初は準社員だったが、現在はパート従業員である。準社員の明確な定義はなく、社員とパートの中間といった位置づけであった。女性が準社員からパートになった経緯は、農家女性のうちの一人が、法人化のストレス等で体を壊し、長期間の入院が必要となったことがあった。しかし、法人に休業補償の制度がなかったことや、月給制の準社員だと、女性が気兼ねをして休みを取りにくい、ということがあったため、それならば女性が自分の都合で働けるようにと、役員の決定によって法人設立の一年後から、女性全員がパートになった。農家女性は休みが取りやすくなったことは歓迎しているが、このことについて、事前に女性の意見が求められることや、意向が確認されることはなかった。

また、法人での指示・命令は、おもに専務取締役が社員に与え、社員から農家女性やその他のパート従業員に伝えられる。専務や社員が不在の時は、農家女性が指示を出すこともあるが、女性が具体的な作業の手順などを除いて自分の判断で指示を出すことはほとんどない。パート従業員は女性が多く、女性同士の人間関係を円滑にするために、法人において農家女性は他のパートと同等の立場で扱われ、女性の中ではリーダー的存在であるが、責任や指示の裁量は与えられていない。

(3) 法人化前後の女性の役割の変化

ここまで、事例法人の組織体制と、女性の法人での位置づけについて述べてきたが、ここからは、法人化前後の女性の役割の変化についてみていきたい。この点については、事例法人に所属する農家女性三名（Aさん、Bさん、Cさんとする。）への聞き取り調査から明らかにする。なお、三名には同様の質問項目によるインタビューを試みたが、調査の制約から一名が書面での回答となったため、三名の調査結果にはばらつきがあ

る。

まず、三名の女性について簡単に紹介すると、三名とも50代で、Aさんは町外の出身、結婚前は他産業に従事していた。20代で結婚し、一男二女をもうけ、長男は法人の役員となっている。現在は長男も結婚し、Aさんは夫と二人暮らしである。Bさんは町内の農家出身で、結婚前はN町の農協に勤めていた。20代で結婚し、一男二女がいるが、全員他出しており、現在は夫と二人暮らしである。Cさんも町内の農家出身で、子供はおらず、現在は夫、夫の両親と同居している。

次に、それぞれの法人化前の状況を見ると（表3-2）、Aさんは18haの経営面積でコメ、小麦、大豆をおもに生産していた。先代の負債が大きく離農する可能性もあったが、早期に経営を移譲することで経営の立て直しを図った。しかし、生計を維持するために現金収入が必要だったため、Aさんの夫は経営移譲の当初から町内の土建会社で年間を通して働いており、日常の農作業はほとんどAさんが行っていた。一時期は収益性の向上のため、ダイコンやブロッコリを生産していた時期もあったが、手間がかかることや、作業が早朝から始まって、子供の顔をみられない生活になってしまったことから、いずれも数年で生産を中止している。また、Aさんは作業の合間に近所の農家に出面に行っており、その収入を自分の収入にしていたため、法人化した現在よりも多額の報酬を得ていた。

続いて、Bさんは、N町では小規模な7haの農地で夫と二人でコメ、小麦、小豆、長ネギを生産していた。長ネギの前はキャベツを栽培していたが、重量作物のキャベツで腰を痛めてしまったことから長ネギを導入した。負債が大きかったため、Bさんの報酬はなく、冬に農協にアルバイトに行

表3-2 法人化前の経営状況

	Aさん	Bさん	Cさん
同居家族	夫	夫	夫、夫の両親
他出家族	息子（後継者） 娘2名	息子 娘2名 ※法人で働いておらず、後継意思なし。	なし
経営面積	18ha	7ha	18ha
労働力	Aさん、夫	Bさん、夫	Cさん、夫
おもな品目	コメ、小麦、大豆 ※一時期、ブロッコリ、ダイコン	コメ、小麦、小豆、ネギ ※ネギの前はキャベツを栽培	コメ、小麦、小豆、ネギ

資料：聞き取り調査より作成。
注：経営面積、労働力、品目は法人化する直前のもの。

き、自分の収入を得ていた。

Cさんは、夫と共に18haの経営面積でコメ、小麦、小豆、長ネギを生産していた。Cさんの夫は25年前から長ネギを導入し、販路も全国に展開するなど、N町での先駆的な長ネギ農家であった。また、農協の理事も務める地域のリーダー的存在であり、法人で栽培する長ネギの品種や販売先等の長ネギに関することは、Cさんの夫が中心になって決定している。

それでは、このようなそれぞれの経営において女性たちが果していた役割と、法人化による女性の役割の変化についてみていきたい（表3-3）。

表3-3 法人化後の女性の役割変化

	Aさん		Bさん		Cさん	
	法人化前	法人化後	法人化前	法人化後	法人化前	法人化後
役割	財務管理・計画立案以外の作業全般。簿記の記帳、税の申告も担当できるような準備	収穫作業 作物管理	収穫作業 作物管理 雇用者管理 キャベツを栽培していたときはキャベツの担当者	収穫作業 作物管理	収穫作業 作物管理 簿記の記帳 税の申告 資材の購入	収穫作業 作物管理
	把握していた	あまり把握していない	把握していた	まあまあ把握している	把握していた	まあまあ把握している
責任感	夫が通年の出稼ぎに出ているため、日常の責任はすべてAさん	責任のある仕事はさせてもらえない	夫婦2人だったので、責任を感じざるをえない。	責任感が薄くなった	-	-

資料：聞き取り調査より作成。

まず、Aさんは、財務管理や営農計画の作成は夫が行っていたが、通常の作業はAさんが担っていたため、Aさんがいなければ経営が成り立たなかった、といっても過言ではなく、ブロッコリなど新規作物の導入もAさんの提案によるものであった。また、途中で法人化したため実現はしなかったが、ゆくゆくはAさんが簿記の記帳や税の申告も担当できるような準備をしていた。Bさんは、法人化前は収穫作業、作物管理のほか、雇用者の管理を担当していた。また、キャベツを生産していた時は、Bさんがキャベツを担当しており、特定部門の担当者として、責任や裁量をもっていた。また、Cさんは、法人化前は収穫作業、作物管理の他、簿記の記帳、税の申告、資材の購入も担当しており、みずからを共同経営者と認識していた。

表4-1 法人の話し合いの場

名称	メンバ	内容と農家女性の参加
役員会	役員	必要に応じて開催。農家女性の参加なし
総会	役員、社員、農家女性3名	年に1度開催。法人の次年度の計画を話し合う。 役員・社員でない女性の参加を役員が疑問視し、数年間、参加出来ない時期があった。 →しかし、社員の提案・女性の要望で再び参加出来るように。
定例会	役員、社員、農家女性3名	月に1度開催。その月の事業計画や前月の営業成績の報告など。 初めは女性は参加出来なかったが社員の提案・女性の強い要望により参加出来るように。

資料：聞き取り調査より作成。

しかし、法人化後は、三名ともその役割が収穫作業、作物管理のみとなっており、法人化前のような経営管理に関わる役割はなく、女性の役割が法人化後、労働者としての側面を強めたといえる。

また、経営の把握度についてみると、法人化前はAさん、Bさん、Cさんの3名とも自分の家の経営を完全に把握していたが、法人化後は、「あまり把握していない」か「まあまあ把握している」となり、把握の度合いが低下していた。法人では女性に責任のある仕事は任されず、それは女性を重い責任感から解放した面もあるものの、女性の経営に対する理解や関心を低下させる一因にもなっている。

4. 農家女性の意思決定への関与と意識の変化

(1) 事例法人の意思決定のしくみ

事例法人では、公式の話し合いの場として、取締役会、社員総会、定例会がある（表4-1）。

取締役会は、必要に応じて開催される。役員のみが出席するため、農家女性は参加しない。社員総会は、年に一回開催され、法人の次年度の事業計画を話し合う。参加者は、役員4名、社員2名、農家女性3名の合計9名である。法人設立当初から、農家女性は総会に参加していたが、途中の数年間、参加出来なかった時期があった。これは、役員や社員ではない女性が社員総会に参加することを役員が疑問視したためである。しかし、女性の要望、農外から採用された元社員の提案により、

ふたたび女性が参加出来るようになった。また、定例会は、毎月一回開催され、総会と同じメンバーが参加する。定例会には、女性は当初参加出来ず、参加したいと強く言い続けて、最近になってやっと参加出来るようになった。この際も、前述の元社員が、女性の参加の必要性を役員に進言した経緯がある。定例会は、話し合いの場というよりは、その月の事業計画や、前月の営業成績等の報告の場であるが、女性にとっては、定例会に参加することにより、法人の経営内容や方針を把握出来、今後の自分の作業内容を見通せるようになる等、重要な場となっている。

続いて、法人の意思決定のしくみであるが、法人の意思決定は、基本的には取締役会で行われ、総会や定例会は、決定事項の確認・受容の場といえる。取締役会には女性は参加しておらず、定例会は何かを決定する場ではないため、公式に女性が意思を表明できるのは、おもに総会の場と考えられる。総会では、全員が賛成するまで話し合いが行われ、女性が意見を述べることはもちろん可能であるが、総会で話し合われる議案は、すでに役員がほぼ決定している場合が多い。したがって、女性が法人の意思決定に最初から関与したり、意思を反映させたりすることは難しいのが実態である。また、過去には、女性が参加を希望していたにも関わらず、総会や定例会への女性の参加が制限されていた。

(2) 法人化による女性の意思決定への関与の変化

ここまで、法人における意思決定のしくみと、女性の関与の実態をみてきたが、ここからは、法人化前との比較により、農業経営の意思決定への女性の関与の変化について、先述の3名の農家女性への聞き取り調査の結果から述べていきたい(表4-2)。

法人化前の経営の意思決定のしくみについては、3名とともに決まった方法があったわけではなく、夫婦の日常の会話を通じて、様々なことを決定していた。そのため、女性の意思も反映され、

表4-2 法人化後の農家女性の意思決定への関与

	Aさん		Bさん		Cさん	
	法人化前	法人化後	法人化前	法人化後	法人化前	法人化後
意思決定の方法と女性の関与	夫婦の話し合い	自分の意見言えないことが一番の不満 男性が決めて女性ははぶかれている。	夫婦の話し合い	男性中心で、意見言っても聞き入れ てもらえないので、言わなくなった。	共同経営者として経営方針や 内容の決定に関わっていた。	-
意思の反映	ほぼ反映されていた。	あまり反映されていない。	反映されていた。	あまり反映されていない。	反映されていた。	まあまあ反映されている。

資料：聞き取り調査より作成。

家族経営協定などの明確な形とはなっていないものの、実質的にはほぼ共同経営者であり、女性の意思決定への関与は非常に深いものであった。

しかし、法人化後、Cさんは自分の意思が「まあまあ反映されている」と回答したものの、Aさん、Bさんについては、自分の意思が「あまり反映されていない」と感じている。Aさんは、法人化前は、通年で土木関係の仕事に従事していた夫に代わり、農作業のほぼすべてを一人で切り盛りしていたが、法人化したことにより、経営に関することは役員である男性がすべて決めるようになり、女性が経営に関与出来なくなった、社員からパートになってからは、さらに女性が省かれたと述べている。

また、Bさんは、法人化した当初は自分の意見を言うこともあった。例えば、法人で出荷した長ねぎを気に入ってくれた消費者が、直接、会社まで長ねぎを買いに来てくれたが、初めてのことで上手く対応できないことがあった。そこで、個人のお客様への対応をもっと充実させようと役員に提案したが、役員側は、個別販売ではなく、大口の業者への販売を重視する方針だったため、Bさんの提案は受け入れられなかった。このようなことが何度かあり、Bさんは徐々に自分の意見を言わなくなったと述べている。

以上のことから、農業経営における女性の意思決定への関与についてみた場合、法人化前は女性が意思決定に深く関与しており、法人化後も、女性はこれまで通り関与したい意向があったが、実際には、法人化後は女性の意思決定への関与は薄まっていることがわかった。

(3) 法人化による女性の意識の変化

法人化によって変化が起きていたのは、農家女性の役割や、農業経営における意思決定への関与だけでなく、女性の意識にも大きな変化が起こっていた。最後に、その点について触れておきたい。

まず一つ目は、法人化によって、女性が経営における自分の立場について、葛藤を抱えるように

なったことである。法人化前は、女性は経営主の妻として、実質上の共同経営者同様の確固たる立場を築いていた。この立場は、農家に嫁いだからといってすぐに手に入れられるものではなく、女性の様々な苦勞を乗り越えた日々の上に成り立つものであり、まさに農家女性の歴史そのものである。しかし、法人化後、法人における農家女性の立場はパート従業員であり、経営内での立場は明らかに低下している。聞き取り調査によれば、このことについて女性たちは「法人になってから、総会にも参加出来ず、自分たちは会社にとって何なのか」、「法人化して立場が不明確となり、他のパートさんと同じ立場なのか」と、自分たちの立場に不満や悩みを感じたと述べている。

また、他の農家女性との関係について、一人の女性は、「他の2人が、会社の今後についてどう思っているか聞いてみたいが、一度関係がこじれたらおしまいなので、本音が言えない」、法人化前に赤字経営だった女性は、「他の2人は家族経営が良かったと思っていると思う。法人化して申し訳ない」と述べるなど、法人化したことによる人間関係の難しさを感じながらも、法人が円満に続くように、他の農家女性に対し、それぞれが気兼ねや遠慮を感じていることがうかがえた。

5. 結論と考察

本稿の課題は、農業法人における農家女性の経営参画を考察するため、女性の役割と意思決定への関与、意識について、とくに法人化前後の変化に注目しながら分析し、また、それを踏まえて今後の農業法人における農家女性の経営参画研究の分析視角を提示することであった。

本稿で明らかになったことは、以下の三点である。第一に、法人化前は農家家族が状況に応じてさまざまな役割を臨機応変に分担しており、農家女性も簿記の記帳など経営管理に関わる役割も含め、さまざまな役割を担っていた。しかし、法人化後は、同じ家族でも異なる部門に配置され、農家女性に関わる部門や役割が縮小かつ固定化していることがわかった。第二に、法人化前は明確な意思決定の場はなく、家族の話し合いで意思決定が行われ、女性の意思もとてもよく反映されていた。しかし、法人化後は、意思決定の場が公式に

設定され、その場に参加出来ない農家女性の意思はあまり反映されていないことがわかった。第三に、女性の意識について、法人化後は女性が自分の立場に葛藤や不満を抱え、また、他の農家女性やメンバーに対しても、気兼ねを感じていることがわかった。

以上のことから、法人化前は家族間の役割分担や意思決定は柔軟性をもっており、それによって、女性を含む家族構成員が経営を把握し、家族の会話を通じて経営の意思決定に関与することが出来た。しかし、法人化はメンバーの役割や意思決定の方法が固定されていく過程であり、そのなかで、役員を中心とする一部のメンバー以外が経営を把握したり、意思決定へ関与したりすることが難しくなっていた(表5-1)。

表5-1 法人化による役割と意思決定のしくみの固定化

	法人化前	法人化後
役割	状況に応じて家族で分担 →財務管理や計画立案はおもに経営主が担当するが、その他の家族も様々な役割を担う	部門・役割が固定 (家族でも別の部門に配置)
意思決定への関与	明確な意思決定の場はなく、家族で話し合い	意思決定の場・メンバーが固定

また、法人化によって、農家女性には法人化前にはなかった新たな意識が生れており、そこから発生した規範による自己抑制が起きていた(図5-1)。この自己抑制は、三つの要素から構成されており、一つ目は、法人化により農家家族が職位を持つようになったことで、その職位によって自身の行動を決定する役職規範が生まれていた。女性はパート従業員の立場のため、法人の経営に積極的に関わる事が出来ず、経営への関心や責任感が低下する等、農家家族が集まって作られた法人であっても、法人での職位は個人の行動に影響を与えている。二つ目は、他の農家女性への気兼ね意識であり、三つ目は、性別や世代による役割規範が再生産されていることである。



図5-1 法人化による自己抑制

これは、夫や父といった自分の家族に対しては率直に意見や不満をぶつけることが出来るが、法人を構成する他の農家の世帯主には意見を言いにくい等、従来の家父長制でみられた性別・世代規範が、法人化によって農家家族内ではなく、農家家族間で新たに生まれている。

しかし、これらの変化や自己抑制は、農家女性に顕著に表れるものであるが、後継者などの他の農家家族にもおこる可能性のあるものである。よって、今後の農業法人における農家女性の経営参画研究では、これらの課題だけでなく、農家女性特有の課題を抽出し、考察しなければならない。最後にその点について触れておきたい。

まず、法人化の過程からみると(表5-2)、法人化に向けた話し合いの段階から女性は参加していない。これは農協主導で、法人化に向けた話し合いが農家という世帯を単位に行われたため、夫婦間のヨコの関係などの農家家族内の家族関係はまったく考慮されなかった。次に、法人化後は、女性の立場が低位に置かれ、役割が縮小し、意思決定に関与出来なくなったことで、夫婦間の立場や役割に差が生まれたと考えられる。つまり、法人化前は、農家女性と夫の関係性は、家族関係でも、経営面でもパートナーであったが、法人化後は、家族関係ではパートナーであるが、経営面での関係性は、パートナーではなく、経営側と被雇用者になってしまう(表5-3)。この夫との関係性の変化こそが農家女性の問題なのである。

以上を整理すると、法人化によって、家族と経営の分離が起こり、家族構成員の役割の変化(縮小)と固定化が起きるが、それ自体は農家女性の問題とは別の次元の問題として区別する必要がある。農家女性特有の問題は、法人化により、家族

関係での夫との関係性と、経営面での夫との関係性にずれが生じ、経営面で夫とのパートナー関係が分断されたことと考えられる。よって、今後の農業法人における農家女性の経営参画研究においては、このずれ(分断)によって、どのような問題が生じるのかを検証する必要がある。分析の視角としては、農家家族の側面からの研究と、法人の経営問題としての側面からの研究が必要になる。具体的には、前者の視角からは、従来の農家家族になかった新たな関係性、つまり、家族関係と経営が分離したことで生まれた新たな緊張関係が生じたことで、農家家族にどのような影響が現れるのか、後者の視角からは、経営のパートナーとなりうる能力をもった農家女性を、いかに法人の人材として活用するか、といった組織の人材活用の面からの研究が必要となるのである。

【参考文献】

[1] 崔爾京・木村伸男「農業法人化による女性の役割変化」『農業経営研究』第38巻第2号, pp.37-pp.42, 2000年。
 [2] 坂下明彦「大規模水田地帯の地域農業再編」田代洋一編『日本農業の主体形成』, 筑波書房, pp.93-pp.122, 2004年。
 [3] 高橋祥世「農業女性部を通じた女性の経営参画の可能性と限界～北海道南幌町農協女性部を事例として～」北海道農業経済学会報告資料, 2014年。
 [4] 森川あけね「女性の就労状況や意識からみた農業法人化の課題」『農村生活研究』第42巻第3号, pp.11-pp.17, 1998年。

表5-2 法人化の過程と農家女性の関係

法人化に向けた話し合い	農協主導 →農家単位での話し合い →女性は不参加 →夫婦間のヨコの関係は考慮されず
法人化後	女性の立場・役割は低位に固定, 縮小 →夫婦間での立場・役割に差が生まれた。 →女性が意思決定に関与出来なくなった。

表5-3 法人化によるパートナー関係の分断

	法人化前	法人化後
家族関係	パートナー	パートナー
経営面での関係	パートナー	被雇用者